

件名:

「社員いきいき！元気な会社」宣言企業ネットワーク」参加企業の皆様へ

◆◇◆「社員いきいき！元気な会社」宣言企業ネットワーク」◆◇◆

ネットワークメンバーの皆様と、両立支援等に係る情報交換を目的とする「社員いきいき！元気な会社」宣言企業ネットワーク」です。

宣言企業数は、平成31年1月末時点で820社になりました。

今回は、千葉県からイベントとお知らせをそれぞれ1つご紹介いたします。貴社のワーク・ライフ・バランス推進の参考にしていただけたら幸いです。

今回から、従業員・社員の健康づくり推進に向けた情報「目指そう！元気ちば」を毎月お届けします。
職場で取り組む健康づくりにご活用ください。

〈目次〉

▼イベント案内

〈1〉ワーク・ライフ・バランスセミナー

▼お知らせ

〈1〉「働き方改革」を推進するための法律について

▼目指そう！元気ちば

〈1〉「目指そう！元気ちば」を知っていますか？

————— イベント案内 —————

〈1〉ワーク・ライフ・バランスセミナー

働き方改革により、働く方々のワーク・ライフ・バランスを実現させることは、企業にとっても人材確保や経営力・生産性の向上に資する喫緊の課題となっています。

県ではこのたび、より多くの方々に働き方改革に対する理解を深めてもらうため、ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催します。自社で残業削減、売上155%アップに成功し、現在では企業へのコンサルティング業務も行っているセントワークス株式会社の一之瀬幸生氏に働き方改革のメ

リットや実務的なポイントについて講演を行っていただきます。
働き方改革に興味のある方ならどなたでもご参加できます。
皆様のご参加をお待ちしています。

【日時】

平成31年3月18日（月）14：00～16：15（13：30受付開始）

【場所】

千葉県自治会館9階 大会議室
千葉市中央区中央4-17-8
（千葉都市モノレール「県庁前」駅より徒歩3分）

【内容】

1. 専門家による講演
講師：一之瀬 幸生 氏
（セントワークス株式会社 ワーク・ライフバランスコンサルタント）
演題：「働き方改革は会社にとっても良いことだらけ
～社内で着実に進めるための実務的ポイント～」
2. 働き方改革関連の助成金等について（千葉労働局）
3. 治療と仕事の両立支援について
（(独)労働者健康安全機構 千葉産業保健総合支援センター）
4. 県からのお知らせ等

【定員】

100名（申込先着順・参加費無料）

【主催】

千葉県、千葉市

【後援】

千葉労働局

【申込方法】

メールまたはお電話の場合は、氏名、事業所名、役職、市町村名、電話番号、メールアドレスをご連絡ください。（個人の場合は、事業所名、役職は不要です。）

ファクスの場合は、下記URL記載のチラシ兼申込書に必要事項をご記入の上、送信ください。

【URL】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/event/2018/20190318work-life-balance-seminar.html>

【問い合わせ先】

千葉県雇用労働課働き方改革推進班

TEL：043-223-2743 FAX：043-221-1180

email：koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp

お 知 ら せ

〈1〉「働き方改革」を推進するための法律について

「働き方改革」を総合的に推進するため、2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます。

【主な内容】

◆時間外労働の上限規制が導入されます！

（2019年4月1日～、中小企業は2020年4月1日～）

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

◆年次有給休暇の確実な取得が必要です！

（2019年4月1日～）

使用者は10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

◆正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます！

（2020年4月1日～、中小企業は2021年4月1日～）

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

※詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

【相談先】

◆時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得

千葉労働局労働基準部監督課

電話番号：043-221-2304

◆公正な待遇の確保

<パートタイム労働者、有期雇用労働者>

<派遣労働者>

千葉労働局職業安定部需給調整事業課 電話番号：043-221-5500

◆働き方改革に関する相談

千葉働き方改革推進支援センター 電話番号：043-304-6133

——目指そう！元気ちば——

〈1〉「目指そう！元気ちば」を知っていますか？

千葉県では、「健康寿命の延伸」を目指し、一人ひとりが健康づくりに取り組むことはもちろん、健康づくりに取り組む環境整備を推進しています。そこで、今回から宣言企業の皆様に、従業員・社員の健康づくり推進に向けた情報をご提供いたします。

平成30年3月に県健康増進計画である「健康ちば21（第2次）」の中間評価を行った結果、特に働く世代では栄養・食生活、運動、休養等の生活習慣に課題があることがわかりました。

そこで、一人ひとりが意識して健康づくりに取り組むためのキャッチフレーズ「目指そう！元気ちば」を作成しましたので、ご紹介いたします。

食事は減塩（【げ】んえん）

運動は（う【ん】どう）は+10（プラス・テン※）

休養（【き】ゅうよう）は睡眠でしっかりと

地域（【ち】いき）の人とつながって

延【ば】そう！健康寿命

※+10（プラス・テン）：今より10分多くからだを動かすこと

次回からは「げ・ん・き・ち・ば」の具体的な取組を紹介します。

従業員・社員の皆様にも、健康づくりの取組を啓発してまいりますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

千葉県健康福祉部健康づくり支援課

TEL：043-223-2661

以上です。最後までお読みいただきありがとうございました。